

淀川水系流域委員会殿

利水・水需要管理部会の「渇水」審議について

平成 18 年 7 月 2 日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

6 月 25 日の利水・水需要管理部会を傍聴し、審議が活発化していることを嬉しく思っておりますが、「渇水」問題につき私達の意見を申し述べます。

1) 「河川法第 53 条の 2」

6 月 25 日の部会審議の中で荻野部会長から河川法についての適切な指摘がありました。それは、平成 9 年の改正において同法第 53 条に「53 条の 2」(渇水時における水利使用の特例)が書き加えられ、渇水時に大阪市などの水利権に余裕のある団体が、余裕の無い団体に自ら進んで融通する道が講じられたにも拘わらず、この条文についての河川管理者の認識が極めて希薄であるとして、近畿地方整備局に注意を促されたのでした。誠に適切な指摘であり、もし近畿地方整備局がこの条文の主旨を良く弁えていたならば、「利水安全度の低下」を理由に大阪府に新たな水資源開発を迫る姿勢を取ることは無かったでしょう。

2) 「農水」を含めた検討

私たちはこれまでに 2 度、淀川下流部の農水に関する意見書を貴委員会に提出しています。

a) 第 9 回委員会 (H14,3,30) 「丹生ダムと渇水シミュレーション」

b) 第 4 回水需要管理WG (H14,8,19) 「(淀川下流部) 農業水利権の問題点」

中でも前者は特に渇水に関係の深い内容を含んでいるのですが、どう云う訳か「委員会ホームページ」に掲載されておりませんので、今回再度、資料添付させて頂きました。この中で特にご覧頂きたいのが「資料 2」と「資料 5」のグラフです。(因みにこれらの元資料は平成 14 年 2 月 1 日の第 7 回委員会において河川管理者から流域委員会に提示されたもの＝「淀川水系・利水の現状と課題」)。

ご覧の通り、「資料 2」では農水を含めず、本来の「確保可能量」(確保可能流量)から淀川下流部の 6 件の農水水利権全量に相当する流量を差し引き、都市用水(上水・工水)のみで検討しているため(→因みに、この点は今回の河川管理者提示資料においても同じ)、昭和 44 年から平成 10 年までの 30 年間の内、7 年において確保可能量が日最大取水量を下回るとしています。しかし淀川下流部における農水は、私達の調査(→上記 b))でも、また朝日新聞記事(資料 4)においても水利権

量の半分程度しか取水していませんから、これでは適正な検討とは言えません。

そこで私達が「資料2」のグラフに農水の水利権量、取水量を上乗せしたものが「資料5」であり、この場合は同じ30年間で確保可能量が日最大取水量を下回るのは2年のみとなり、しかも不足量は僅か4 m³/s程度でしかありませんから、これなら「節水」または「大川・神崎川維持流量の6%だけのカット」で容易にクリア出来ることになります。河川管理者は農水の取水実態を把握していないことを口実に、淀川の全体像を直視しようとしていないと言わざるを得ません。

なお、河川管理者の言う「日最大取水量」は、本来利水者ごとに発生月日の違う最大取水量値を単に単純合計したものの可能性がありますので、この際、この点も明らかにして頂きたいと思います。

3) 「丹生ダム」の場合の「異常渇水」について

丹生ダムの「渇水対策容量」は上記のような通常程度の渇水ではなく、琵琶湖水位が利用低水位(BSL-150cm)を切ろうかという、人の一生に一度あるかどうかの「異常渇水」を対象としたものですが、6月25日の部会傍聴では、この「異常渇水」についての審議が不十分との印象を持ちました。この日の配布資料「意見記入シート」の「丹生ダム」の項では、“河川管理者の言う異常渇水の概念の曖昧さ”を指摘するに止まっています。しかしこの問題については、私達がこれまで再三に渡って意見書を提出して来ましたように、「大川維持流量カット」についての踏み込んだ審議が不可欠です。

なお、異常渇水問題については琵琶湖の「補償対策水位(BSL-200cm)」の活用も選択肢としては有りますが、しかし上流(琵琶湖)にばかり負担を押し付けるのではなく、異常渇水という非常事態においては、「取水制限+維持流量カット」という形で下流も協力すべきというのが私達の考えです。

(以上)

意見発表2番 関西のダムと水道を考える会（発表者 野村東洋夫氏）の説明資料 その1

「丹生ダム と 渇水シミュレーション」

(関西のダムと水道を考える会)

（「資料1」をご覧ください）

ご承知のとおり、「丹生ダム」には、大阪府営水道への利水や高時川の洪水調節などと並んで、「異常渇水時の緊急水補給」というダム目的があり、これに4050万 m^3 という大きな貯水池容量が当てられています。

この委員会においても、去る2月1日に近畿地方整備局より、淀川の利水についての詳細な説明があり、シミュレーションを用いて淀川の渇水の脅威が強調されたことは、委員の皆様のご記憶に新しいことと思います。

整備局はこの説明によって、暗に「丹生ダム」の「緊急水補給」を正当化しようとしたものと私達は理解しておりますが、しかしこの時に配布された資料「淀川水系 利水の現状と課題」を詳しく検討し、直接、整備局に出向いて質問もさせて頂いた結果、この資料の中のシミュレーションにおいては、淀川下流部の農業用水が正しい形で取扱われていないことに気が付きました。

そこで今日は、この中の2つのシミュレーションに絞って、主として農水の角度からお話させていただきます。

（「資料2」をご覧ください）

先ず「淀川下流部のシミュレーション」ですが、ここでは整備局は近年30年間のシミュレーションを行い、昭和44年から平成10年までの気象条件が今、再び発生した場合には、30年の内、7年については、淀川下流部の確保可能水量が現在の日最大取水量を下回ってしまうとしています。

しかし良く見ますと、このシミュレーションは上水と工水の、いわゆる「都市用水」のみを対象にしたものであり、農水が外されています。整備局への質問を通して分かったことなのですが、

（「資料3」をご覧ください）

整備局は淀川下流部において6件の慣行水利権を認めているものの、これらからの取水報告を受けておらず、シミュレーションにおいては、これらの水利権全量を予め確保可能量から差引いてしまい、残った確保可能量と都市用水の日最大取水量とを比較しているのが、先程のグラフです。

ご承知の通り、淀川下流部ではこの50年間に農地の宅地転用がドラスティックに進行し、今や農地面積はピーク時の4分の一にまで減少している中で、河川管理者が農水の取水状況を掴んでいないとは正に驚きですが、ただ、最近では、水利権の更新時に1998年の状況について利水者からの申告を受けており、

(「資料4」をご覧ください)

これによれば、この年の値として、水利権量が日量で145万 m^3 、最大取水量が80万 m^3 とあります。つまり、この年のピークの日においても、水利権量の55%しか取水されていなかったことが分かるのですが、さて、先程のグラフにこれらの値を載せてみるとどうなるでしょうか。それが次のグラフです。

(「資料5」をご覧ください)

当然、日最大取水量も農水の分だけ増加しますが、それ以上に確保可能量が伸びることにより、第1位、第2位を除いた5年については、確保可能量が日最大取水量を上回ることが分かります。第1位、第2位も、あと4 m^3/s 程度で日最大取水量に届きますから、これなら大川・神崎川への維持流量の6%だけをカットすることで容易に確保出来ます。因みに、整備局は平成6年渇水の折には、維持流量を最大50%までカットしております。

以上の通り、農水を含めた本来の形でのシミュレーションを行えば、淀川下流部での渇水の脅威は消滅します。そもそも丹生ダムの緊急水補給の目的は、琵琶湖ではなく、淀川下流部での異常渇水に対応することですから、以上のことだけを見ても、このダム目的が不当であることは明らかです。

(「資料6」をご覧ください)

実は「昭和14年から16年の琵琶湖渇水シミュレーション」についても先程と同様に、農水の問題が内包されています。

2月1日の整備局の説明の中で、“壊滅的な渇水被害”として最も強く強調されたのがこのシミュレーションで、この時の渇水こそが、過去80年間における既往最大の渇水であり、今後もし、同じ気象条件が再来すれば、淀川下流部における現在の取水量からして、たとえ水利用の調整や維持流量のカットを行ったとしても、琵琶湖水位は、BSL-1m64cmまで低下し、これを利用最低水位である-1m50cmに抑えるためには、ダムからの9100万 m^3 の補給が必要として、暗に丹生ダムの緊急水補給の必要性を示唆しています。

これに対する私達の反論は、第1点としましては、先程述べましたように、緊急水補給というダム目的が琵琶湖水位の維持のためのものではないということなのですが、第2点としましては、実はこのシミュレーションにおいても先程と同様の誤りがあり、農水を正しく取扱うことで、利用最低水位をクリアすることも可能であると云うことです。即ち、私達の質問に対する整備局の回答によれば、このシミュレーションにおいても、淀川下流部での農水の取水について、5月15日から9月15日までの「かんがい期」においては、水利権全量が取水されるものと見なしているとのことであり、このグラフにおいて最も急激な右肩下がりを示している部分が、正にこの「かんがい期」に当たりますが、この部分

を先程と同様に、平成10年の日最大取水量で計算すれば、水位低下は－1 m 5 2 c mで止まるのです。それでも尚不足する2 c mについては、平成6年渇水の時のように、維持流量を9日間だけ50%カットすることでクリアできますし、

(詳しい計算は「資料7」をご覧ください)

或いは、このような時こそ、琵琶湖総合開発で対策が施されている－2 mまでの補償対策水位を適用すべきではないでしょうか。

以上、整備局の2つのシミュレーションを見て来ましたが、その内容は、農水の取扱いに大きな欠陥を持った誠に不適切なものと云わざるを得ず、到底、丹生ダムの緊急水補給というダム目的を正当化し得るものではありません。

更に言えば私達は、シミュレーションはシミュレーションとして、やはり、僅か8年前のあの平成6年大渇水において、勿論、関係者の大変なご努力のあったことは承知しておりますが、結果として、淀川下流部の被害が極めて軽微なもので済み、琵琶湖の水位も－1 m 2 3 c mで下げ止まったという事実をこそ、何よりも重視すべきであると考えております。

(以上)

意見発表2番 関西のダムと水道を考える会（発表者 野村東洋夫氏）の説明資料 その2

資料1

(丹生ダム) 貯水池容量配分 (洪水期)

大阪府営水道への利水	4700万m ³
淀川沿川地域の異常渇水時の緊急水補給	4050万m ³
高時川の洪水調節	3300万m ³
その他（京都・阪神への利水など）	2250万m ³
計（有効貯水容量）	14300万m ³

(2月1日「香泉会」資料)

淀川水系流域委員会
第7回委員会 (H14.2.1)
資料 2-1※

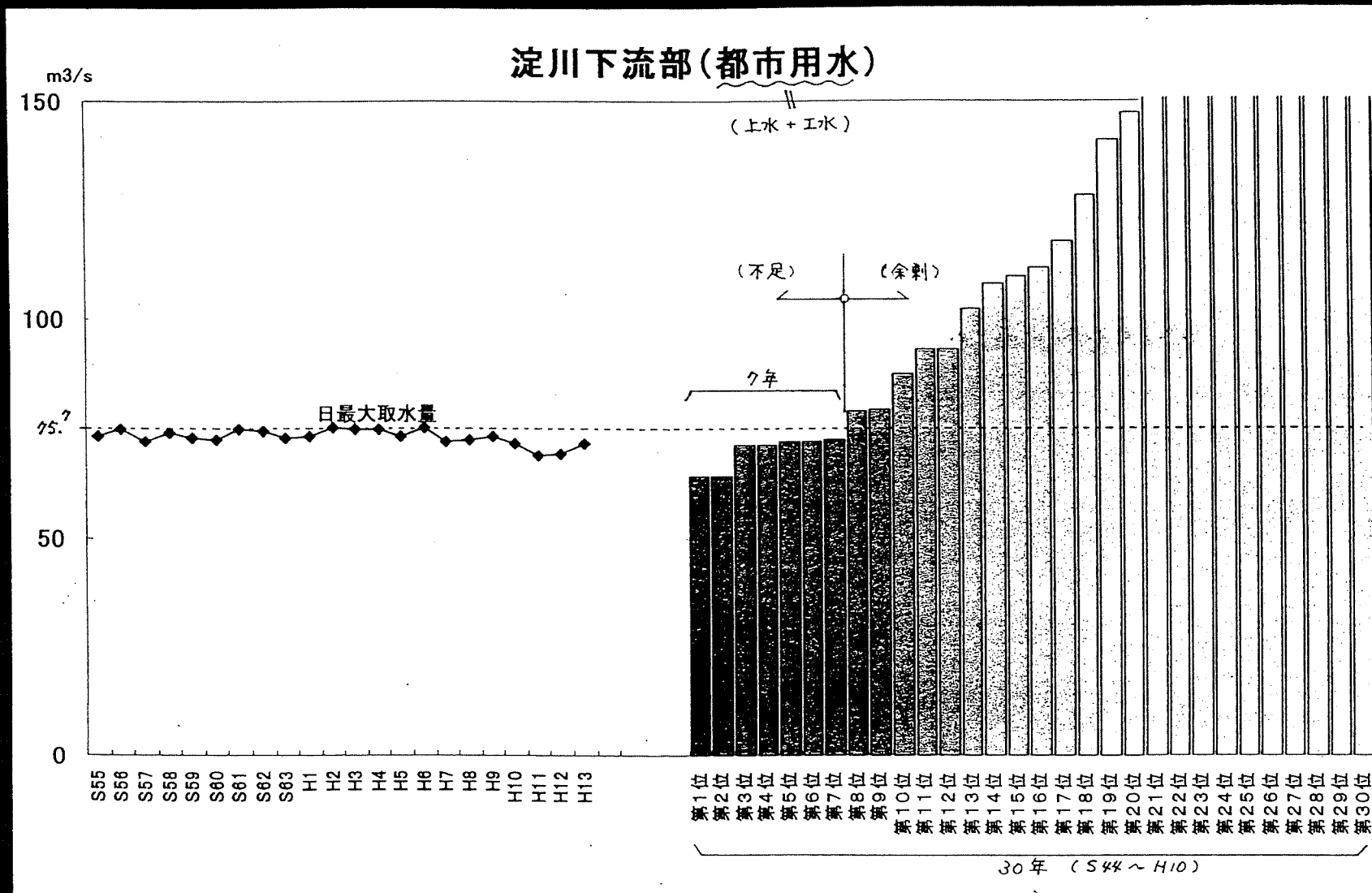
検討課題についての説明資料
(河川管理者〔近畿地方整備局〕からの提供資料)

「淀川水系 利水の現状と課題」

1. 現時点の水需給計画
2. 水利用実績
3. 淀川の渇水と渇水調整
4. 現在の施設の水供給(確保)能力
5. 水需要抑制(節水)の可能性
6. 環境用水
7. 課題と今後の対処方法

資料 2

6. 取水実績と確保可能量の関係



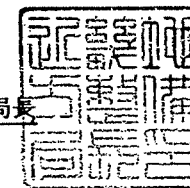
資料 3

国近整総情第356号
平成14年 1月17日

行政文書不開示決定通知書

関西のダムと水道を考える会
代表 野村 東洋夫 様

近畿地方整備局長



平成13年12月19日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 不開示決定した行政文書の名称
水利使用者からの平成12年度月別取水量報告書(淀川三川合流から下流の農水6件)
- 不開示とした理由
水利使用者から報告がなされていないため不存在

* この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

(6件の慣行水利権)

(淀川下流部) 農業用水(農水)の水利権

(H12年度)

1、御殿山土地改良区(枚方市)	0.322 m ³ /s
2、淀川左岸用排水管理組合 (枚方・寝屋川・守口・門真など8市)	7.775
3、五領用水(高槻市)	2.150
4、神安土地改良区(高槻・茨木・摂津・吹田市)	4.257
5、五久揚水機(摂津市)	0.330
6、河原揚水機(摂津市)	0.410

(計) 15.244 m³/s

資料 4

淀川の水利権 (万 m^3 /日)			
	(水利権)	(最大 取水量)	(未使用)
総 計	1007	724	282
上水計	648	532	117
大阪府	223	204	19
大阪市	268	197	70
守口市	6	6	0
枚方市	13	13	0
寝屋川市	1	1	0
吹田市	3	3	0
西宮市	1	1	0
阪神水道	119	95	25
尼崎市	9	6	2
伊丹市	5	5	0
工業用水計	213	113	100
大阪府	84	52	32
大阪市	31	15	16
大阪臨海	16	7	9
神戸市	11	8	3
尼崎市	26	16	10
西宮市	5	4	1
伊丹市	4	4	1
私企業	36	6	30
農業用水計	145	80	65

(注)建設省のデータなどをもとに作成。上、工水の取水量は97年度、農業用水は98年度で、コンマ以下は四捨五入。

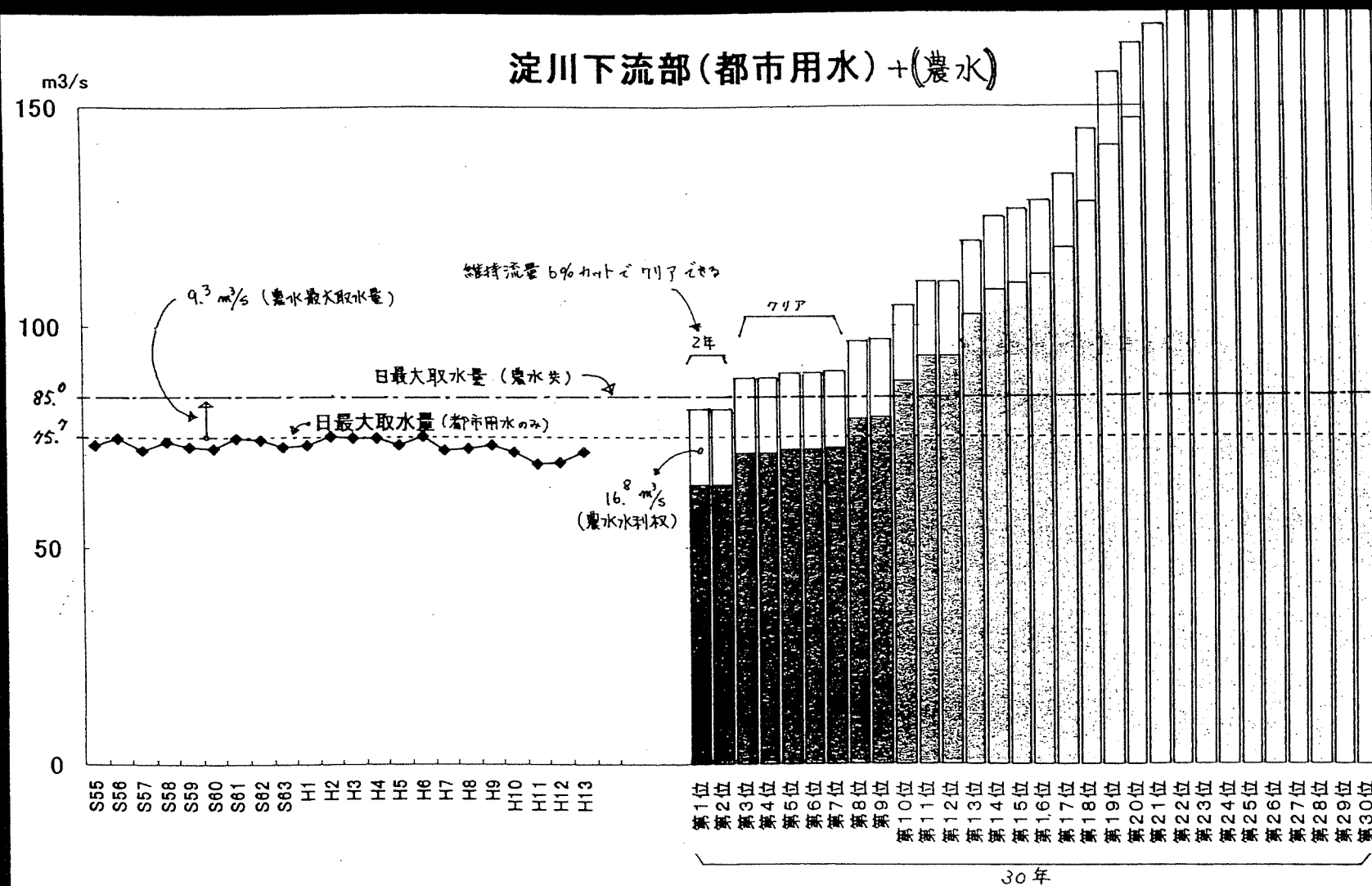
水利権の 55%

	(水利権)	(最大 取水量)	(未使用)	
← (日量) 万 m^3 /日	→ (毎秒では) m^3/s	16.8	9.3	7.5 m^3/s

(出典) 朝日新聞
(1999. 10. 17)

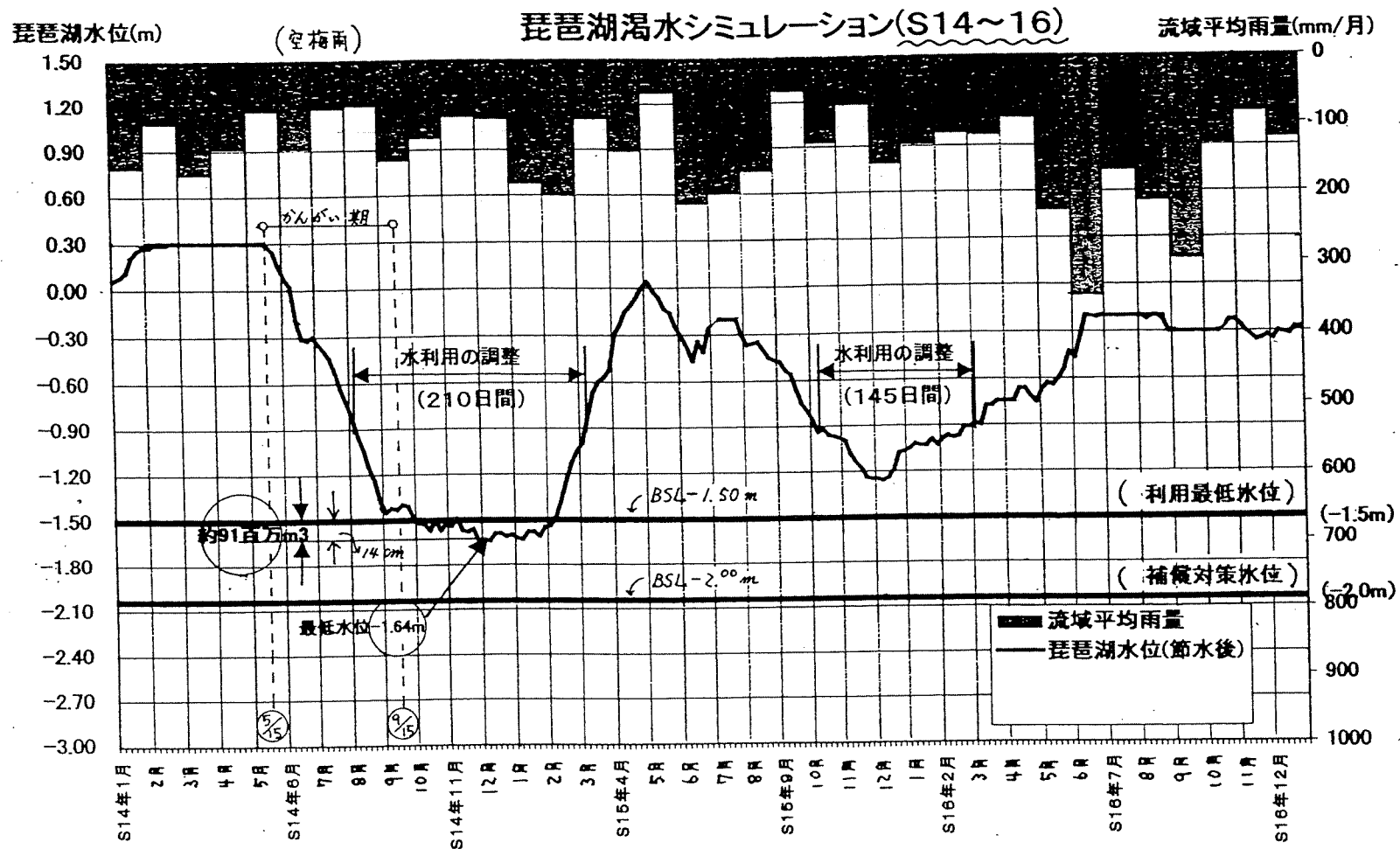
資料5

6. 取水実績と確保可能量の関係



3. 壊滅的な渇水被害対応の施設整備(貯水容量の確保)

現時点の水利用で、水利用の調整を行った場合の琵琶湖の状況



資料 7

「琵琶湖水位の上方修正」

$$(BSL - 164 \text{ cm} \Rightarrow BSL - 150 \text{ cm})$$

(目標) そのためには“かんがい期”における淀川下流部での取水量を

9, 100 万 m³ 以上減らせばよい

(第 1 ステップ) 整備局の誤った設定を修正する

整備局は、淀川下流部の農水は、かんがい期 (5/15 ~ 9/15) の 124 日間、水利権全量が取水されると設定している

$$124 \text{ 日} \times 145 \text{ 万 m}^3 = 17,980 \text{ 万 m}^3$$

しかしこれは過大であり、H10 年の日最大取水量で計算すれば

$$124 \text{ 日} \times 8.0 \text{ 万 m}^3 = 9,920 \text{ 万 m}^3$$

両者の差はなんと、8,060 万 m³

因みに、これに由る琵琶湖水位の上昇は

$$8,060 \text{ m}^3 \div 674 \text{ km}^2 \text{ (琵琶湖面積)} = 11.95 \text{ cm (約 } 12 \text{ cm)}$$

$$(BSL - 164 \text{ cm}) + 12 \text{ cm} = \underline{BSL - 152 \text{ cm}}$$

(第 2 ステップ) 僅かに不足する水量 ($9100 - 8060 = \underline{1040 \text{ 万 m}^3}$)

は、維持流量でカバーする

整備局のシミュレーションでは、維持流量カットを最大で 30% としているが、これを、H6 年渇水時に行ったように 50% カット (但し 9 日間だけ) とする

$$70 \text{ m}^3/\text{s} \text{ (維持流量)} \times (50\% - 30\%) = 14 \text{ m}^3/\text{s}$$

$$14 \text{ m}^3/\text{s} \times 86,400 \text{ 秒 (1 日)} \times 9 \text{ 日} = \underline{1,090 \text{ 万 m}^3}$$

$$\text{(合計)} \quad 8,060 \text{ 万 m}^3 + 1,090 \text{ 万 m}^3 = \underline{9,150 \text{ 万 m}^3}$$

(目標達成!)